

## 令和7年度第2回尾張東部圏域保健医療福祉推進会議 議事録

日時：令和8年2月4日（水）

午後2時から午後2時30分まで

場所：瀬戸保健所3階講堂

次 第	発 言 内 容
開 会	<p><b>【事務局：彦田次長】</b>                      それでは、定刻になりましたので、「令和7年度第2回尾張東部圏域保健医療福祉推進会議」を開催いたします。                      私は、本日の司会進行を務めます瀬戸保健所次長の彦田と申します。よろしくお願いいたします。                      開会に先立ちまして、渡邊保健所長から御挨拶を申し上げます。</p>
所長挨拶	<p><b>【渡邊所長】</b>                      本日はお忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。皆様におかれましては、平素からそれぞれのお立場で、健康の保持・増進に向けてご尽力いただいておりますこと、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。                      この保健医療福祉推進会議は、尾張東部圏域の行政機関、関係団体の皆様一堂に会して議論し、情報を共有することで、保健・医療・福祉の連携を図ることを目的としております。本日は今年度第2回目の会議となり、議題が1件、報告事項が2件ございます。                      議題は、「医療計画の中間見直し及び次期地域医療構想の策定について」で、2026年は医療計画の3年目にあたるため、中間見直しを行います。来年度行う医療計画の中間見直し及び次期地域医療構想の策定にあたって、地域医療構想・医療計画策定部会を当会議の下に設置すること及び策定部会委員の選出については事務局に一任としていただくことをご審議いただきたいと思います。                      報告事項は「愛知県地域保健医療計画に記載されている医療機関名の更新について」と「麻しん（はしか）抗体検査事業について」の2件です。限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見を賜りますよう、何卒よろしくお願いいたします。                      最後に、この会議を通じて皆様の共通認識が深まり、連携が強化されることで、当該圏域の保健・医療・福祉のさらなる推進を祈念いたしまして、簡単ではございますが私からの挨拶とさせていただきます。</p>
出席者紹介	<p><b>【事務局：彦田次長】</b>                      ここで、本日御出席いただきました構成員の皆様を御紹介いたしますのが本来でございますが、時間の都合もございますので、机上の出席者名簿と配席表をもちまして、御紹介に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>

傍聴者確認	<p>いたします。</p> <p>次に、傍聴者ですが、本日の傍聴希望者はございませんでしたので、報告させていただきます。</p>
資料確認	<p>次に、本日の資料を確認させていただきます。</p> <p>資料1-1 医療計画の中間見直し及び次期地域医療構想の策定について</p> <p>資料1-2 地域医療構想・医療計画策定部会の設置について</p> <p>資料1-3 医療計画の中間見直し及び次期地域医療構想策定の作業工程(案)</p> <p>資料1-4 新たな地域医療構想に関するとりまとめの概要</p> <p>資料1-5 新たな地域医療構想と医療計画の進め方(案)</p> <p>資料2-1 (別記)更新内容(R8.1.6更新)</p> <p>資料2-2 【見え消し版】愛知県地域保健医療計画別表</p> <p>資料2-3 別表(医療計画に記載されている医療機関名)</p> <p>資料3 麻しん(はしか)抗体検査事業を開始します</p> <p>愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領</p> <p>資料につきましては以上となっておりますが、不足などがございましたら、お申し出いただけたらと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p>
会議の公開・非会について	<p><b>【事務局：彦田次長】</b></p> <p>それでは、議事に入ります前に、会議の公開・非公開の取扱いについてご説明いたします。この推進会議の開催要領におきまして、「会議は原則公開とする。」といたしております。</p> <p>本日は議題を1件、報告事項を2件、予定しておりますが、全て公開とさせていただきます。</p>
会の成立について	<p><b>【事務局：彦田次長】</b></p> <p>又、本日は、全25名の構成員のうち、<u>21名</u>のご出席をいただき、構成員の過半数が出席されておりますので、本会議は成立しております。</p>
議長の選出	<p><b>【事務局：彦田次長】</b></p> <p>続きまして、議長の選出ですが、開催要領におきまして「会議の議長は、会議の開催の都度、互選により決定する」となっております。</p> <p>つきましては、事務局から、本日の会議の議長を、東名古屋医師会長の早川真人様をお願いするという提案をさせていただきたいと思っておりますが、皆様いかがでしょうか。</p> <p>(一同「異議なし」)</p> <p><b>【事務局：彦田次長】</b></p> <p>「異議なし」のお言葉をいただきましたので、皆様の総意ということで、議長は東名古屋医師会長の早川様をお願いしたいと思います。</p> <p>では早川様、よろしく願いいたします。</p>

<p>議長挨拶</p>	<p>1 <b>【議長：早川会長】</b> 議長を務めます東名古屋医師会長の早川でございます。 御出席の皆様のご協力によりまして、円滑な議事を進めたいと思います。 なお、本日の会議は、事務局説明のとおり、全て公開とさせていただきます。 本日は議題が1件、報告事項が2件ございます。</p>
<p>議題 「医療計画の中間見直し及び次期地域医療構想の策定について」</p>	<p><b>【議長：早川会長】</b> では、議題「医療計画の中間見直し及び次期地域医療構想の策定について」、事務局から説明をお願いします。</p> <p><b>【事務局：瀬戸保健所総務企画課 磯部課長補佐】</b> 医療計画の中間見直し及び次期地域医療構想の策定について、御説明させていただきます。 資料1-1をご覧ください。 「1 趣旨」愛知県では、基本的な保健医療対策の今後の基本的方針や、さまざまな保健医療サービスを適正に提供することなどを定めた愛知県地域保健医療計画を定めており、計画期間は令和6年度から令和11年度までとされており、2026（令和8）年度は、この愛知県地域保健医療計画（以下「医療計画」という。）の3年目にあたることから、中間見直しを行います。また、2040年に向け次期地域医療構想の策定を行い、2027年3月を目途に公示を予定しています。 2026年は医療計画の3年目にあたるため、中間見直しを行います。また、2040年に向けた次期地域医療構想についても策定を行い、2027年3月を目途に公示を予定しております。 「2 見直し及び策定方針（案）について」でございますが、今後国から提示される予定の医療計画の中間見直しを行うための医療計画作成指針及び次期地域医療構想策定ガイドライン等を踏まえて作業を進めてまいります。ガイドライン等については、国において検討が進められているところでございますが、現時点で判明している情報を基に、具体的な検討内容をお示しいたします。 (1)医療計画につきましては、アとしまして、一般病床及び療養病床、精神病床、感染症病床、並びに結核病床の整備の基準となる「基準病床数」について、国において、地域医療構想における必要病床数との関係の整理が検討されていることなどを踏まえて、見直しを行います。 イとしまして、現行の医療計画に掲載しているデータや「現状」の時点修正等を行い、必要に応じて「課題」や「今後の方策」、「指標」につきまして、見直しを行います。 ウとしまして、本県が「介護保険事業支援計画」として策定しております</p>

す「愛知県高齢者福祉保健医療計画」につきましても、医療計画の中間見直しと同時に見直しが行われますので、整合性を図りたいと考えております。

エとしまして、在宅医療対策、外来医療計画、医師確保計画につきましては、医療法において3年で見直しを行うこととされております。

なお、「外来医療計画」及び「医師確保計画」につきましては、医療計画の一部として策定しております。

オとしまして、政策的に関連が深く、医療計画に定める内容と重複する他の計画につきましても、一体的に策定することを検討しております。

(2) 地域医療構想につきましては、

アとしまして、現行の地域医療構想は、医療計画の一部として策定しておりますが、次期地域医療構想は医療計画の上位概念に位置付けられる予定となっております。

また、イとしまして、次期地域医療構想においては、将来の病床数の必要量、病床の機能分化・連携の推進など現行地域医療構想の取組等に加え、地域の医療提供体制全体の将来の方向性、将来の医療機関機能の確保のあり方等を定めることとなりますが、来年度については、まず、将来の方向性や将来の病床数の必要量の推計等を行う予定となっております。

「3 協議体制」でございます。

今回は医療計画の中間見直しと地域医療構想の策定の作業を同時に進めることとなりますので、圏域保健医療福祉推進会議と地域医療構想推進委員会の下に「地域医療構想・医療計画策定部会」を設置し、医療計画と地域医療構想との整合性を図りながら、見直し・策定作業を進めてまいります。

図をご覧ください。

まず、一番下になりますが、「地域医療構想・医療計画策定部会」において、各構想区域の地域医療構想及び医療計画圏域項目の検討を行います。次に、下から2番目になりますが、医療計画については圏域保健医療福祉推進会議、地域医療構想については地域医療構想推進委員会において協議を行います。

次に、下から3番目になりますが、医療体制部会において、県単位の地域医療構想及び医療計画について御審議いただいた上で、医療審議会に諮る案を決定します。

最後に、一番上になりますが、医療審議会に答申をいただくという流れでございます。

なお、※で記載してありますとおり、「地域医療構想・医療計画策定部会」の委員につきましては、地域医療構想推進委員会及び圏域保健医療福祉推進会議の委員の属する団体の役職員等の中から、現行の医療計画策定時に

圏域保健医療福祉推進会議の下に設置した「医療計画策定委員会」の委員を基本として選出いたしますが、3月末頃に発出予定の次期地域医療構想策定ガイドラインの内容を踏まえた県内統一の方針に基づく委員構成とする必要があることから、委員の選出については事務局一任とさせていただくことを本日の当会議においてお諮りいたします。

「4 今後のスケジュール（予定）」でございます。

まず本日の当会議において策定部会の設置について承認をいただきます。次に、2月4日開催の尾張東部構想区域地域医療構想推進委員会で審議し、2月16日開催予定の医療体制部会において、医療計画及び地域医療構想の基本方針及び作成要領を御検討いただいた上で、3月30日開催予定の医療審議会において、決定される見込みです。この際、見直し・策定の諮問が県庁で行われます。

なお、※に記載のとおり、2025年度中に医療計画作成指針及び地域医療構想策定ガイドラインが国から示される予定ですが、国の検討状況次第では、後ろ倒しになる可能性があります。

「5 見直し及び策定工程」でございます。あくまでも現時点での想定であり、策定ガイドライン等の内容により変更となる可能性がございますが、①～③の会議体で素案検討、④～⑥の会議体で試案検討を行い、⑦の医療審議会では原案を決定し、関係団体への意見照会及びパブリックコメントを実施することを考えております。その結果を受けて、⑧～⑨の会議体で修正案を検討し、⑩の医療体制部会で最終案を決定し、⑪の医療審議会におきまして答申をいただき、策定を行います。

以上、不確定な部分も多々ございますが、来年度の医療計画の中間見直し及び次期地域医療構想の策定にあたって、地域医療構想・医療計画策定部会を当会議の下に設置すること及び策定部会委員の選出については事務局に一任としていただくことをご審議いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

【議長：早川会長】

ありがとうございました。ただ今の説明について、御意見、御質問等がありましたらお願いします。それでは議題「医療計画の中間見直し及び次期地域医療構想の策定について」賛成の方は挙手いただきますようお願いいたします。

はい、ありがとうございます。反対なしです。出席者21名中、議長を除く20名が賛成でしたので、この議題については承認されました。

【議長：早川会長】

では、報告事項（1）「医療計画別表の更新について」、事務局から説明をお願いします。

報告事項（１）  
「医療計画別表の更新について」

【事務局：瀬戸保健所総務企画課 磯部課長補佐】

「愛知県地域保健医療計画別表(医療計画に記載されている医療機関名)」をご覧ください。

愛知県地域保健医療計画は、今後の基本的な医療対策の方針を示しまして、様々な保健医療サービスを適正に提供することができる体制作りを目的とし、がん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病、精神疾患、救急医療、災害医療、周産期、小児医療、へき地、在宅医療等を記載しており、元々、医療計画の冊子の本文中の体系図の中に医療機関名を記載していましたが、医療機関の数や内容が多くなって、本文中への記載が困難になったので、別表・別冊としています。

この別表は数十ページありますが、各医療機関からの報告や県庁の実施している調査等で変更が判明次第、随時更新しています。更新されると直近の圏域会議に報告することになっています。今回は令和８年１月６日付けで更新がなされたので、この別表を添付しました。

尾張東部医療圏に関して、全ての項目の中に変更点はありませんでした。以上で報告を終わります。

【議長：早川会長】

はい、ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

【議長：早川会長】

では、報告事項（２）「麻しん（はしか）抗体検査事業について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局：瀬戸保健所環境・食品安全課 久野課長】

環境食品安全課の久野です。資料３をご覧ください。ご協力をいただいております医師会様及び市町の皆様へはお伝えしておりますが、本県における感染症に関する新規事業として「麻しん抗体検査事業」を始めましたのでご報告をいたします。この資料は愛知県感染症対策課が先月の５日に記者発表した資料でございます。麻しんは通称「はしか」と呼ばれておりまして、感染力の強いウイルスで、特に免疫がない人に対してはほぼ１００％の人が発症いたします。患者の一部は肺炎や脳炎等を合併し、稀に死亡したり後遺症を残すなど重篤化する場合がございます。我が国は平成２７年に世界保健機関（WHO）により麻しんの排除が認定されましたが、海外からの輸入感染例の発生が報告されており、引き続き積極的な対応が求められているところでございます。本県におきましては、この資料にも書い

報告事項（２）「麻しん（はしか）抗体検査事業について」

でございますが、昨年19人の麻しん患者の発生があり、このうち12人が海外での感染、または海外で感染した者との接触による感染であったと推計されております。このため本県では麻しん患者の発生を未然に防止するため、麻しんに感染する恐れが高い国への渡航を予定している方、またはこれらの国からの帰国者、訪日外国人と接する機会のある方を対象として、無料で麻しん抗体検査を受けられる事業を本年1月5日から開始いたしました。この事業の対象は記の2の通りでございます。また手続き方法は、保健所の方で無料の受検票をもらっていただき、協力医療機関に受診して抗体検査を受けていただきます。なお検査の結果、抗体価が低い場合には予防接種の検討をいただきます。年度ごとの事業でございますため、今年度は3月6日までで終了となります。来年度も実施するのかどうかは、議会における予算の議決を踏まえてということになりますので、現時点で確定的なことは言えませんが、継続の可能性は高いと思っております。以上、保健所における新たな事業ということでご報告をさせていただきました。

**【議長：早川会長】**

はい、ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

**【瀬戸旭医師会：金森会長】**

この麻しん抗体検査の実施、有意義なことだと思いますけども、この検査結果については集計をしてどこかに発表される、あるいは協力医療機関だけに知らせるのか、あるいは全医療機関にこういうデータが出たということを知らせるのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

**【事務局：瀬戸保健所環境・食品安全課 久野課長】**

はい。ご質問ありがとうございます。今のところ、集計した結果の還元等については、県の方も検討しているところでございまして、その辺の方向性だとか還元のあり方だとかは決まり次第、お伝えしていきたいと思いますが、今の時点では特段決まっていることはございません。

**【議長：早川会長】**

特に大丈夫ですか。はい。他にはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。他に、ご意見ご質問がなければ、以上で本日本日予定しておりました議題・報告事項は全て終了しましたが、全般を通じてまたその他何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

他に御意見等もないようですので、これをもちまして議事を終了させていただきます。皆様のご協力により円滑に進みましたことを御礼申し上げます。

その他

議事終了

<p>閉会時の説明</p> <p>挨拶</p> <p>閉会</p>	<p>ます。ありがとうございました。それでは事務局へお返しします。</p> <p><b>【事務局：彦田次長】</b>  早川様、議事進行ありがとうございました。  本日の会議録につきましては、発言内容を確認させていただいた後、当保健所のホームページに公開する予定としております。  では閉会に当たり、瀬戸保健所長から御挨拶申し上げます。</p> <p><b>【渡邊所長】</b>  皆様には、御臨席をいただきまして、また、貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。  今後とも保健・医療・福祉の一層の充実に向けて取り組んでまいりますので、引き続き、御支援・御協力を賜りますようお願いいたします。ありがとうございました。</p> <p><b>【事務局：彦田次長】</b>  これをもちまして、令和7年度第2回尾張東部圏域保健医療福祉推進会議を終了いたします。</p>
-----------------------------------	---